

# 箕面市電子入札運用基準

## 1 趣旨及び適用範囲

### (1) 趣旨

この基準は、箕面市（以下「市」という。）が電子入札システムを用いて入札及び入札に関連する事務を行う場合の事務取扱について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、その他の関係法令及び箕面市契約規則等に定めのない事項について、必要な事項を定めるものとする。

### (2) 適用範囲

この基準は、市が発注する建設工事又はコンサル（以下、「建設工事等」という。）の入札のうち、電子入札で行うことに指定した発注案件について適用する。

## 2 用語の定義

この運用基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

### (1) 電子入札

本市が発注する入札業務を執行するための情報処理システムのプログラムを使用して、本市の電子計算機と入札者の電子計算機とを電気通信回線で接続して処理する入札

### (2) 箕面市電子入札システム

本市が行う入札に関する事務を処理する情報処理システム（以下「システム」という。）

### (3) 紙入札

電子入札によらず、紙による入札書を使用して行う入札

### (4) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認定業務を行う者が発行する電子入札用ICカード（紙の書類に押印する印鑑に相当するもの。）

### (5) 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書

## 3 電子入札の取扱い

### (1) 電子入札の対象

1 (2)の規定により、この基準を適用する入札にあつては、全ての入札参

加者がシステムにより電子入札を行うものとし、紙入札による入札参加者との併用は行わない。

## (2) 電子入札から紙入札に変更する基準

電子入札による手続の開始後は、電子入札の続行が困難な事由が生じたときに限り、電子入札の手続は中止し、あらためて紙入札の手続を行うものとする。

### 【電子入札の続行が困難な事由の例示】

- ・システム上の障害等により、電子入札システムが長時間にわたり使用不可となった場合

## 4 入札参加者資格の申請書等の提出

入札に参加するためには、入札説明書等に記載された入札参加者資格を有する者が、入札説明書等に記載された提出資料を指定された方法及び期限内に提出する必要がある。

### (1) 一般競争入札（資格事前申請）の場合

入札参加者は、電子入札システムで入札参加申請を行い、指名停止基準該当申告書等の関係書類を電子入札システムによる入札参加申請の際にファイルを添付することとする。

ただし、原本提出が必須とされている場合は、郵送又は窓口で原本を提出することとする。

### (2) 入札後資格確認型一般競争入札で事後申請の場合

入札後、落札候補者は、入札参加者資格申請書、指名停止基準該当申告書等の関係書類を電子メールで箕面市へ送付することとする。

(送付先メールアドレス：tourokukeiyaku@maple.city.minoh.lg.jp)

ただし、原本提出が必須とされている場合は、郵送又は窓口で原本を提出することとする。

### (3) 指名競争入札の場合

入札参加者は、指名通知を受けた場合、指名停止基準該当申告書等の関係書類を電子メールで箕面市へ送付することとする。

(送付先メールアドレス：tourokukeiyaku@maple.city.minoh.lg.jp)

## 5 入札書の無効

次のいずれかに該当したときは、入札書は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) ICカード登録（利用者登録）のない入札又は記入事項の判読できない入

札

- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の率に達しない者がした入札
- (4) 入札金額、くじ入力番号等、入札に必要な事項が未記入の入札
- (5) 入札金額を改ざん又は訂正した入札
- (6) 同一入札について入札者及びその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (7) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
- (8) 指定の日時まで提出又は到達しなかった入札
- (9) 予定価格を超過した金額を記録した入札（予定価格を事前に公表した場合に限る。）
- (10) 最低制限価格又は失格基準価格を設けた入札において、当該価格に満たない金額を記録した入札
- (11) 積算内訳書の提出を求めている入札において、当該積算内訳書の提出がないと認められた者のした入札
- (12) 積算内訳書の提出を求めている入札において、提出された積算内訳書に未記入の項目又は計算誤りがあった入札
- (13) 入札談合の情報があつた場合において、不正の事実のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札
- (14) 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (15) 申請書等に虚偽の記録をした者による入札
- (16) 入札後に資格確認を行う場合において、申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
- (17) 電子証明書を取得していない者のした入札
- (18) 電子入札システムによらない入札
- (19) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

## 6 入札にかかる注意事項の明示

次の注意事項を入札説明書に明示することとする。

- ・ 入札書等の入力には注意して正確に行い、入札書送信画面において確認を行ってから入札書等の提出を行うこと。
- ・ 入札書等の提出は、入札書受付締切予定日時までに完了すること。
- ・ パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、締切日時までに余裕をもって入札書等の提出を行うこと。
- ・ 入札書等が正常に送信されたことを、入札状況一覧において確認すること。
- ・ 入札書等に添付する積算内訳書の積算額は入札額と同額であること。
- ・ 入札書受付票画面を印刷し、提出が完了したことを確認しておくこと。

## 7 開札

### (1) 開札の方法

開札は電子入札システムで行うものとする

### (2) 開札の立会

開札の立会は当該入札事務の担当者以外の本市職員を立ち合わせなければならない。

## 8 発注案件の設定等

### (1) 各受付期間等の設定

- ①入札書等の受付は、あらかじめ設定した日をもってシステムにより締め切ることとし、締切り後は入札書等を一切受け付けない。
- ②入札書等の受付開始・終了日及び時間は、公告等の際に記載するものとする。
- ③開札予定日は入札書受付締切予定日の翌日を標準とし、受付された入札書を開札する日は、公告等の際に記載するものとする。

### (2) 予定価格等の設定及び表記

予定価格、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格（以下、「予定価格等」という。）を設けた場合にあっては、予定価格等を記載した書面を作成し、封書にして開札場所に置くことに代えて、決裁等で予定価格等を決定のうえで、あらかじめシステムに登録するものとする。また、予定価格等の表記は、消費税相当額を除いた金額とする。

### (3) 入札説明書等のファイルの形式

システムに登録する入札説明書等及び設計図書等の電子ファイルの形式は、入札参加者等により書換えのできないように、原則としてPDFファイルとする。

ただし、入札参加者が添付資料として提出できるようにする場合の電子ファイルの拡張子は、doc、docx、xls又はxlsxとする。

### (4) 公告日以降の発注案件登録情報の修正及び手順

公告日以降において、発注案件登録情報について修正する必要がある場合は、以下の手順により速やかに変更を行うものとする。

- ①既に登録している修正が必要な調達案件には参加できないよう、入札締切日時及び開札日等の変更を行い、入札参加者にシステムを使用して通知する。
- ②修正が必要となった案件を新規発注案件として登録する。

## 9 質疑及び回答

入札参加者が質疑を行う場合は、入札説明書等により箕面市が指定する方法により、入札説明書等に記載された期限内に行うこととする。

## 10 連絡事項の確認

入札参加者に対し、電子入札の手続き等に関して通知を行う場合、システムの情報公開機能または箕面市のホームページ等により情報を提供するものとする。なお、連絡事項の情報を閲覧しなかったことによる手続きの不備は、これについて異議を一切認めないものとする。

## 11 入札書等の取扱い

### (1) 入札書の提出

入札参加者は、システムにより、入札金額、くじ入力番号等、必要な事項を全て入力したうえで指定の日時に提出する。

入札書に記載する金額については、消費税相当額を除いた金額とする。

### (2) 入札書提出後の辞退等

システムにより、提出された入札書は、いかなる時点においても書き換え又は撤回を認めない。

なお、入札の辞退はシステムにより入札日前日までにを行うものとする。

なお、一度提出された辞退については撤回できない。

### (3) 入札書等が未到達の申出者の取扱い

締切予定日時に入札書等がシステムに到着していない場合は、当該申出者が入札に参加していないものとみなす。

また、入札参加者が入札書受信確認通知書の画面を印刷などの方法により十分確認するよう、周知に努めること。

### (4) 積算内訳書の提出

積算内訳書の必要な場合は、電子ファイルをシステムにより提出させるものとする。

## 12 添付書類等の提出方法

### (1) 使用アプリケーション及びバージョンの指定

入札書等の提出の際に求める添付書類等は、システムにより提出させるものとする。

入札参加者が提出する電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及びファイルの形式は次の表に掲げるものとする。

	アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word (互換ソフト含む)	Word97 から <u>Word2021</u> のバージョンでの保存
2	Microsoft Excel (互換ソフト含む)	Excel97 から <u>Excel2021</u> のバージョンでの保存
3	その他アプリケーション	PDF ファイル (Acrobat3 から <u>Acrobat2020</u> のバージョンで作成のもの) 画像ファイル (JPEG 形式及び GIF 形式)

## (2) 圧縮方法の指定

ファイル圧縮を認める場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。  
ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

## (3) ファイルサイズの制限

添付資料等のファイルサイズの上限は1ファイル1 MBとする。

## (4) ウイルス感染ファイルの取扱い

入札参加者から提出された添付資料等へのウイルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全なウイルス駆除が行えると判断される場合に限り許可するものとする。

## (5) 郵送による提出

総合評価方式一般競争入札において、提案書の提出について郵送による提出を求める場合は、次の手順で行うものとする。

- ①宛先は公告等で指定された宛先とする。
- ②郵送方法は書留郵便（一般書留に限る）とする。
- ③到着指定日時は公告等で指定された期間内とする。

## 13 開札後の処理等について

### (1) 入札状況の公開

開札後は速やかに入札状況の公開を行うものとする。ただし、入札後資格確認型の場合は資格確認後、総合評価入札の場合は業者選定後）及び当該入札に関して調査等を行う場合は調査終了後に入札状況の公開を行うものとする。

### (2) 入札調査の場合

当該入札に関して調査を行う場合、入札参加者は公開しないものとする。調査結果により当該入札を取止める場合は、10(7)を行う。

### (3) 積算内訳書の確認

積算内訳書の提出を求めた場合は、入札参加者全ての内訳書を確認する

ものとする。

#### (4) 落札者又は落札候補者の決定

有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者（入札後資格確認型の場合又は総合評価入札の場合は落札候補者）とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者を決定したときは、速やかにシステムにより当該落札者に通知するものとする。

#### (5) くじになった場合の取扱い

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ（システムによる電子くじ）により落札者（入札後資格確認型の場合は落札候補者。以下同じ）を決定する。

なお、電子入札システムのくじの仕組みは次のとおりとする。

- ①入札書の任意の3桁以内のくじ用数値（くじ値）に、入札書がサーバーに到達した時間の秒（入札秒＝くじ用乱数）を足す（下3桁有効）。
- ②くじ対象者について、入札書がサーバーに到達した順（入札順）に1、2、3・・・と到達番号を割り当てる。
- ③次の計算式によって「余り」を算出する。  
くじ対象者の①の和／くじ対象者数
- ④くじ対象者数から「余り」を引き、この数値と②の到達番号が一致した者が落札者となる。

#### (6) 落札候補者に対する事後審査

- ①事後審査として落札候補者の入札参加資格の審査を行うため、参加資格について審査確認を行うため、開札後、所定の期日までに必要書類の提出を求めるものとする。
- ②審査確認の結果、参加資格のないことが確認されたときは、当該落札候補者の入札を無効とし、次順位以降の落札候補者について順次入札参加資格の審査を行うものとする。

#### (7) 取止め

入札を取止める場合は、入札状況登録画面において、「取止め」をチェックし、備考欄に取止め理由を記述して、入札状況登録を行う。

### 14 入札参加者の利用者登録の手順及びICカードの取扱い

#### (1) 利用者登録の手順

利用者登録の手順は次のとおりとする。

- ①本市ホームページ「箕面市入札参加者資格の申請（随時登録）について」より、有資格者登録を行う。
- ②大阪地域市町村共同利用電子入札システムで利用可能なICカード及びカードリーダーを取得する。
- ③入札参加者のパソコンにICカードのセットアップを行う。
- ④「電子入札パスワード登録申請書」を本市ホームページからダウンロードし、電子メールで提出する（提出先のメールアドレスは「tourokukeiyaku@maple.city.minoh.lg.jp」）。
- ⑤本市が提出された「箕面市電子入札パスワード登録申請書」に記載されたパスワードを設定後、入札参加者は箕面市電子入札システムで利用者登録を行う。

## (2) 利用者登録のパスワードを失念した場合の取扱い

利用者登録のパスワードを失念した場合は、再度、「箕面市電子入札パスワード登録申請書」にて、新たなパスワードを記載して、再提出する。

## (3) 電子入札に使用できるICカード

電子入札に参加できる者は、箕面市入札参加有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者のうち、システムにICカード登録（利用者登録）をしている者とする。

なお、ICカードの名義は、本市の名簿に記載されている者とする。

従って、名簿に登録されている者が、受任者である場合のICカードの名義は、受任者とする。

## (4) ICカードの登録審査

ICカードの登録審査は次のとおりとする。

- ①ICカードの登録審査はシステムにより行う。
- ②入札参加者は1枚のみICカード登録できるものとする。
- ③ICカードの登録審査が完了した者にのみ、システムによる入札参加申請等、電子入札への参加を認めるものとする。

## (5) ICカードが失効した場合の取扱い

電子入札に参加することができるICカードの利用者が、当該企業に属さないこととなった場合等により失効したときには、当該ICカードによる電子入札への参加を認めないものとする。

ただし、当該企業内において登録している他の有効なICカードを用いて、電子入札に引き続き参加することができる。（入札参加有資格者名簿に登録されている事業者名又は代表者名の名義のICカードが使用可となる）

## (6) ICカードの登録情報の変更

入札参加者が登録を行ったICカードの連絡先情報（連絡先メールアドレス、連絡先電話番号、連絡先住所等）については、入札参加者が随時変更することを認めるものとする。

## 15 不正使用等による入札の取扱い

入札参加者がICカードを不正に使用、虚偽の入札参加申請・入札書の提出等、不正な行為により入札を行った場合は、箕面市競争入札参加者指名停止要綱の定めるところにより指名停止等の措置をとるものとする。

＜ICカードを不正に使用した場合の例示＞

- ①他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合。
- ②代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合。
- ③同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合。

## 16 システム障害時等の取扱い

- (1) 入札参加者側のシステム上の障害等により、電子入札を行うことができない場合の取扱い（当該入札参加者が利用不可のとき）

入札参加者側のシステム上の障害等により、電子入札を行うことのできない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

- (2) 箕面市側のシステム上の障害等により入札書受付締切時間又は開札時間を延長する場合の取扱い（入札参加者の全てが利用不可のとき）

箕面市側のシステム上に障害等が発生した場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行う

この場合にはホームページにより公表するものとする。

- (3) プロバイダ等、箕面市及び入札参加者以外の障害等により、電子入札を行うことができない場合の取扱い（一部の入札参加者が利用できない場合）

入札参加者側のシステム障害等により、電子入札を行うことのできない場合は、当該入札参加者が辞退したものとみなす。

## 附則

この運用基準は、令和7年4月1日から実施する。